

【7】社員等の参集基準

(1) 大規模災害発生時の社員等へ指示

函館市、北斗市、七飯町のいずれかで、震度 5 強以上の地震が発生した場合は、速やかに安否・
出社可否・被害状況等の確認、報告を行い、災害対策本部の指示に従う

(2) 通信不具合等により、指示を得られない場合

大規模災害の影響で、通信の不具合等により指示を仰げない場合は、安全を確保の上事業所へ
出勤する

①社員

出勤予定あり (通勤中含む)	予定通り出勤
出勤予定なし (公休・勤務時間外等)	自主的に参集（営業時間外を除く）

②登録型社員（訪問介護員）

出勤予定あり (利用者宅訪問中を含む)	予定通り出勤
出勤予定なし	指示を待つ

(3) 必ずしも参集しなくてよい場合

法人本部災害対策本部・事業所対策本部からの参集の指示があった場合、ならびに
参集基準に該当する場合であっても、社員の安全確保を念頭に、必ずしも参集しなくてもよいことを
社員等に周知しておく。

- 例)
- 自宅の被災
 - 自身や家族の負傷
 - 介護が必要な家族の支援
 - 交通網が麻痺しており、事業所に徒歩にて通勤が困難な場合
 - 通勤経路の安全が確保できない場合

